

「消費税制度の適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センターに及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じることを求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

令和5（2023）年10月より、消費税制度において適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入される予定となっておりますが、センターの会員は基本的に免税事業者となっており、インボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除が出来なくなり、新たに名目上の預かり消費税分を納税する必要が生じます。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源を確保するのは難しい状況です。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加や健康維持に重きをおいた「いきがい就業」を行っているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気や生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念され、新たな税負担はセンターにとって、まさに運営上の死活問題であり存続の危機となることが予想されます。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入においては、センターの事業運営が安定的に可能となる適切な措置を講じるよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月21日

福岡県小郡市議会

内閣総理大臣
財務大臣